



3月31日 東地申第32号

「東京総合車両センターにおける

フレックスタイム制の導入に関する申し入れ」団体交渉を行う！

1. 東京総合車両センターの技術科・企画科・設備科・総務科においてフレックスタイム制を導入した根拠と目的を具体的に明らかにすること。

【会社回答】 グループ経営ビジョン「変革2027」における「業務改革による生産性向上」の一環として、より柔軟な働き方を実現させることにより、社員の働きがいの向上を図るため導入したものである。

(組合)フレックスタイム制を東京支社内の現業機関に導入したのはTKがはじめてなのか明らかにすること。

(会社)働きがいの向上や仕事と私生活の両立をすることを目的とし、東京支社の現業機関としては、初めて導入した。

(組合)他の現業機関に適用を拡大する考えはあるのか明らかにすること。

(会社)実態をみて検討してく。例えば、施設電気職場など作業ダイヤに縛られない箇所を検討していく。

2. フレックスタイム制を適用する対象を技術科・企画科・設備科・総務科とした理由を明らかにすること。また、会社の指定する社員とはどのような業務を行う社員が対象となるのか明らかにすること。

【会社回答】 各科の業務内容等を勘案し、フレックスタイム制の適用対象者を決定している。

(組合)計画4科に導入した根拠と、適用対象者を具体的に明らかにすること。

(会社)企画業務に似ていること、作業ダイヤに縛られて作業をしていないために導入した。育児介護 A 適用者、実習中の新入社員以外を適用対象者としている。新入社員については、作業に縛られるため適用対象外とした。

(組合)施工科への拡大を検討しているのか明らかにすること。

(会社)可能税はゼロではない。環境が整えば導入していく。

3. コアタイムとして設定した時間帯の考え方を明らかにすること。

【会社回答】 直接部門との円滑な業務遂行を勘案し、コアタイムを設定している。

(会社)TKと車両課で設定してきた。はじめて導入するために長めにコアタイムを設定している。今後、業務をみてコアタイムを圧縮していくこともある。

4. 今回適用されない保全科・台車科・車体科・部品科への業務、および関係する車両センターの業務に影響がないようにすること。また、関係する車両センターへも周知すること。

【会社回答】施工科および関係する車両センターへの影響はないと認識している。

(会社)施工科や関係する車両センターの業務に影響がないように、誰も対応する人がいないことがないように配慮している。具体的には早いコアタイム、遅いコアタイムをそれぞれ設定している。

**確認！！**

5. 労働時間管理の観点から東京総合車両センターの全社員に説明会等で周知すること。

【会社回答】説明会等により必要な周知は行っている。

6. 対象となる科では時間外労働が多く発生しているため、フレックスタイム制導入によって時間外労働を削減すること。

【会社回答】業務実態に即して社員個々が自ら始業時刻を設定することにより、社員の生活と業務の調和を図り、効率的かつ計画的に業務を遂行できる働き方を推進していく考えである。

(会社)計画4科は他の科よりも超勤は多い認識はある。時間外労働削減はフレックスタイム制導入の目的の一つであり、削減されていくものであると考えている。

**制度の主旨に則った運用がされているか検証していこう！！**